

岡崎市防災基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 予防対策（第8条～第16条）

第3章 応急対策（第17条～第21条）

第4章 復興対策（第22条・第23条）

附則

市は、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき地域防災計画を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかしながら、想定される東海地震その他大規模な地震が発生した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。さらに、東日本大震災を受け、東海地震等の規模、震度及び被害の想定も見直され、これにより被害の拡大も予想される。また、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨では、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨などにより、市民の尊い生命や貴重な財産を失うなど、未曾有の被害をもたらした。

こうした状況において、災害から生命や財産を守るためには、災害に強いまちづくりを最重要課題として位置付け、いつ発生するかわからない災害に備え、災害予防や減災対策などの施策を早急に実施し、長期的に継続していかねばならない。そして何より、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかねばならない。

私たちは、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政による「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分に理解し、一体となって災害に立ち向かう決意を明確に示すとともに、災害の予防、減災、応急、復旧及び復興に係る対策に対する体制を整備し、施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関し、市民等（市民及び市民の組織する団体をいう。以下同じ。）、事業者、市及び議会の責務及び役割を明確にするとともに、それらの対策の基本となる事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、社会の様々な主体が協働して被害の軽減に向けた災害対策の仕組みを構築していかなければならない。

2 全ての市民等、事業者、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有するものである。「自らの身の安全は自らが守る」が、防災の基本であり、市民等、事業者、市及び議会は、その持てる能力を生かし、それぞれの責務を果たし、協働することにより、いつでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するため、それぞれの主体が継続的な災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第3条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定により設置された岡崎市防災会議は、同法第42条第1項の規定により作成された岡崎市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を反映させなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する次に掲げる事項の実施に努めるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動し、防災への寄与に努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救護救助、応急手当等の積極的な行動をするための準備
- (2) 災害時における危険地域の確認並びに避難の経路、方法及び場所の確認並びに外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認
- (3) 市又は地域コミュニティによる災害対策への参加及び協力
- (4) 防災情報の入手方法の確保並びに防災に関する学習及び訓練の積極的かつ継続的な参加
- (5) 自らが持つ災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承の後世への継承
- (6) 自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強の実施
- (7) 地震による家具等の転倒を防止するための措置
- (8) 災害時に必要な飲料水及び食料の備蓄
- (9) 日用品、医薬品その他避難生活において必要となる物品等の確保

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う災害発生を防ぐとともに、社会的責任を自覚し、災害に備えるため、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救護救助、応急手当、避難誘導等の積極的な

行動をするための準備

- (2) 事業所に来所する者及び従業員並びに周辺地域における市民の安全の確保
- (3) 市又は市民等による災害対策活動との連携及び協力
- (4) 従業員の防災に関する学習及び訓練の積極的かつ継続的な参加
- (5) 事業継続に係る計画に基づく防災活動の推進及び危機管理体制の整備
- (6) 所有し又は管理する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (7) 地震による機械設備等の転倒を防止するための措置
- (8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資の備蓄
(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、被害を最小限に軽減するため必要な次に掲げる施策を講ずるとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図らなければならない。

- (1) 災害時における水防活動、消防活動、救護救助及び応急措置並びに避難の勧告若しくは指示又は誘導
- (2) 災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備
- (3) 国、県及び他の地方公共団体並びに市民等と連携した災害対策の的確かつ円滑な実施
- (4) 業務継続に係る計画に基づく防災活動の推進及び危機管理体制の整備
- (5) 被災者支援のためのシステムの構築
- (6) 市民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上並びに自主防災組織の育成
- (7) 災害時に迅速な応急対策を実施するための各種事業者、団体及び他の地方公共団体との応援協定の締結の推進
- (8) 市民及び事業者に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及
- (9) 市が所有する建築物の地震に対する安全性の確保のための必要に応じた耐診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
- (10) 市が管理する橋りょう、道路施設、上下水道施設等の地震に対する安全性の確保
- (11) 避難者等に必要な飲料水、食料その他の物資の備蓄
(議会の責務)

第7条 議会は、市域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。

- 2 議会は、市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。
- 3 議会は、被災状況の把握及び市民に対する情報発信に努めなければならない。
- 4 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調

整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

第2章 予防対策

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、地震及び豪雨の観測等を実施し、防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

2 市は、過去の災害事例の検証をするとともに、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

3 市は、災害に備え、市民及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置等避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民及び事業者に対し、速やかに、避難の勧告又は指示に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供するよう努めなければならない。

5 市は、平常時から防災に関する必要な情報を市民等及び事業者に提供するよう努めなければならない。

6 市民等及び事業者は、災害時に備え、防災に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第9条 市は、市民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を推進するため、積極的に支援及び協力を行うよう努めなければならない。

2 市は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるため、支援を行うよう努めなければならない。

3 市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めるものとする。

(災害時要援護者への配慮)

第10条 市民等、事業者及び市は、災害時に備え、災害時要援護者(高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者、その他災害が発生した場合において避難等に援護を要する者をいう。以下同じ。)に配慮した対策に努めるものとする。

2 市民等及び市は、災害時要援護者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握並びに当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

3 避難所である施設の管理者は、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努めるものとする。

(防災に関する教育)

第11条 市は、防災訓練及び講習会を積極的に行い、防災に関する知識の普及並

びに市民等及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市は、防災訓練、研修等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。
- 3 市は、防災に関する市民の理解を深め、活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じ、防災に関する知識及び行動を習得する教育の充実に努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員に対し、防災訓練又は講習会に参加させることにより、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(防災訓練)

第12条 市は、市民等及び事業者と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。

- 2 市民は、地域コミュニティ及び市が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地域コミュニティ及び市が行う防災訓練に参加し、又は連携するよう努めるものとする。

(広告物等の落下防止等)

第13条 市は、建築物等の屋外に面している窓ガラス、壁面タイル等及び広告物、広告板等（次項において「落下対象物」という。）の落下並びに道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等（次項において「転倒対象物」という。）の転倒の防止の啓発及び普及に努めなければならない。

2. 市民及び事業者は、落下対象物の落下及び転倒対象物の転倒を防止するとともに、これらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

(浸水の防止等)

第14条 市は、豪雨による浸水を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、自らが所有し、又は管理する土地に隣接して設置された雨水ます、側溝等の清掃に努めるものとする。

(雨水の流出抑制)

第15条 市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(文化財等の保護)

第16条 市は、平常時から市内において保存されている文化財等の実態を把握するとともに、市民等、事業者及び文化財等の所有者、国、県並びに専門家と

連携し、文化財等を災害から守る体制の整備に努めなければならない。

- 2 市民及び文化財等の所有者又は管理者は、連携し、又は協力して文化財等を災害から守るための措置を講じるものとする。
- 3 文化財等の所有者又は管理者は、市及び市民等と連携し、又は協力し、適切な修理を行うとともに、常に文化財及び周辺的环境整備に努めるものとする。

第3章 応急対策

(応急復旧措置)

第17条 市は、災害が発生した場合においては、災害による被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害が発生した場合には、相互に協力し、初期消火、被災者の救助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 医療、建築等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

(避難対策)

第18条 市は、食料、毛布その他被災した市民の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。

- 2 市は、避難場所及び避難所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。
- 3 市民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときには自主的に避難するとともに、市からの避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときには、これに応じるものとする。
- 4 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。
- 5 市民等は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(緊急輸送の確保)

第19条 市は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合において、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)を確保するため、道路沿線の整備や車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合において、自動車の使用を自粛する等緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第20条 市及び事業者は、警戒宣言の発令又は災害が発生した場合においては、通学する者、旅行者、来所者、従業員等の円滑な帰宅又は留め置くために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等への支援)

第21条 市は、災害が発生した場合においては、自主防災組織等（自主防災組織及びボランティア組織をいう。以下同じ。）による被災者への支援活動の円滑な実施を支援するため、活動拠点の提供及び情報の共有に努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、災害が発生した場合においては、自主防災組織等による活動に対して必要な協力をするよう努めるものとする。

3 市は、災害が発生した場合において、自主防災組織等の活動が円滑に行われるようその受入体制の整備、防災リーダー及びボランティアコーディネーターの養成等その活動の支援に努めなければならない。

第4章 復興対策

(市の復興)

第22条 市及び議会は、災害により甚大な被害を受けた場合には、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、災害復興の事業計画を策定し、市民及び事業者と協力し、その被害を受けた地域の速やかな復興に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合には、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めるものとする。

3 市民等及び事業者は、市の実施する計画的な復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

(他自治体災害時の支援)

第23条 市は、必要に応じ、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適応を受けたもの又はそれに準ずる規模の災害をいう。次項において同じ。）の被害を受けた被災地及び被災者への支援に努めなければならない。

2 市は、大規模災害が発生した場合においては、被災地の被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための支援体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。